

村山市立楯岡中学校部活動方針

1 村山市立楯岡中学校部活動基本方針

- (1) スポーツや文化及び科学等に親しむことを通して、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフあるいは芸術ライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 学校と地域が、部活動について協同・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

2 部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 平日〔登校日〕 | 1週において1日以上とする。 |
| ② 週休日〔土・日曜日〕 | 1週において1日以上とする。 |
| ③ 長期休業 | 半分以上とし、土曜・日曜は休養日とする。 |
| ④ 祝日 | 原則、休養日とする。 |
| ⑤ 閉庁日 | 休養日とする。 |

(2) 活動時間

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 平日〔登校日〕 | 2時間程度とする。 |
| ② 週休日等〔休業日等〕 | 3時間程度とする。 |

(3) 長期休業中の休養日について

- ① 連続した休養日を設定し、年間活動計画に示す。

(4) 始業前の活動について

- ① 禁止とする。

ただし、校長が、中体連主催大会等、中文連主催発表会等の前や活動場所の割り当て等の事情があると認める場合は、実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

(5) その他

- ① 定期テスト前においては、校長が定めた適切な期間は部活動休止とする。
- ② 大会や発表会前に特別強化活動期間や特別延長時間を設定する場合は、超過活動分の休養をできるだけ近い期日に振り替える。
- ③ 練習試合や合同発表会、講習会等も上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。ただし、競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、どうしても活動時間が超過する場合は、部活動顧問は事前に校長の許可を得るとともに、予定される超過時間分の休養を設ける。
- ④ 競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、季節等により、どうしても回避できない活動の繁忙期がある場合は、活動を休止する時期を設定するなど、年間で活動時間を調整する。その場合も、部活動顧問は活動内容や活動時間が過度にならないよう計画するとともに校長の許可を得る。

3 年間活動計画及び年間活動実績について

- (1) 部活動顧問は、上記「2 部活動の休養日及び活動時間について」の規定に基づき、年度当初に適切な年間活動計画を作成して校長に提出し、活動許可を得る。活動に変更がある場合は、変更に見合った休養予定を設定し、校長の許可を得る。
- (2) 部活動顧問は、年度末に年間活動実績を校長に提出する。校長は、各部の活動内容を評価する。

4 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している場合は、部員の保護者と連絡を取るなどして、その実態を把握し、校長に報告するとともに、教職員にも周知する。また、その保護者及び部員には、必要があれば、校長の判断のもと部活動内容や活動時間について指導・助言を行う。
- (2) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ（文化系のクラブも含む）」（特にスポ少等）の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動（参加メンバーのほとんどが部員等）を行っている実態を把握した場合には、生徒への過度な負担を避けるため、学校の部活動と地域クラブ等の活動日・活動時間が上記2の規定内となるよう、クラブ関係者（コーチ等）及び保護者の理解と協力を得る。
- (3) 部活動顧問は、上記に示したような「地域クラブ」（特にスポ少）への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、クラブ等関係者及保護者の理解と協力を得る。

- 5 大会、発表会、コンクール等への参加、県外遠征等の参加について
- (1) 部活動顧問は、学校の代表として部あるいは部員を大会、発表会、コンクール等や県外遠征等に出場、参加させる場合は、校長の許可を得る。(中体連主催及び中文連主催等)。
 - (2) 全教職員は、生徒の管理下外における大会、発表会、コンクール等や県外遠征等への出場、参加について、その把握を行う。全教職員は、保護者に対し、管理下外における大会等への参加にあたっては、事前に担任等へ報告するよう理解と協力を求める。
- 6 部活動運営委員会（仮称）の設置及び保護者、地域との連携について
- (1) 部活動運営委員会（仮称）を設置し、委員に部活動方針を説明し、保護者、生徒、部活動関係者及び地域からの理解と協力を得る。
 - (2) 部活動顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会等を主催したりすることのないよう、保護者の理解と協力を得る。
 - (3) 保護者会における部活動運営費等がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、部活動顧問は、その用途について把握し、各校の方針にある生徒の健全育成に沿う活用内容になるよう、保護者の理解と協力を得る。

上記以外の事項については、村山市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は 2019 年 4 月 1 日より実施する。

策定期日 2019年 3月 1日
村山市立楯岡中学校